

国立国会図書館資料利用制限措置に関する規則

(平成二十八年三月二十三日国立国会図書館規則第二号)

改正 平成二十九年一月 十九日国立国会図書館規則第一号

令和 二年三月二十五日同 第一号

同 四年三月二十九日同 第四号

(趣旨)

第一条 この規則は、国立国会図書館（以下「館」という。）が収集した資料（国立国会図書館資料利用規則（令和四年国立国会図書館規則第一号）第二条第三号に規定する資料をいう。以下同じ。）について、当該資料の内容を理由として行う一般公衆並びに図書館及び調査研究機関等による利用（同規則第三条に規定する利用をいう。次条第五号及び第六号を除き、以下同じ。）の制限（利用の一部若しくは全部を禁止し、又は利用について一定の条件を付することをいう。以下同じ。）に関し、基本方針、手続その他必要な事項を定めるものとする。

(資料利用制限措置等)

第二条 館長は、館が収集した資料（館が収集した資料を複製した電子情報（国立国会図書館資料利用規則第二条第二号に規定する電子情報をいう。次条において同じ。）を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この規則の規定により、当該資料について利用の制限をする措置をとることができる。

一 内容を公開することにより個人若しくは法人その他の団体の名誉、私生活の平穩その他の人格的利益で館長が定めるもの（以下「個人等の人格的利益」という。）を侵害することが確定判決において認定された資料その他内容を公開することにより個人等の人格的利益を侵害することが明らかである資料又は内容を公開することにより個人等の人格的利益を侵害するかどうかについての訴訟が裁判所に係属している資料

二 著作権等（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）に定める権利をいう。以下同じ。）を侵害して発行されたことが確定判決において認定された資料その他著作権等を侵害して発行されたことが明らかである資料又は著作権等を侵害して発行されたかどうかについての訴訟が裁判所に係属している資料

三 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十五条第一項前段に規定するわいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物若しくは同項後段に規定するわいせつな電磁的記録その他の記録（以下この号において「わいせつ物等」という。）に該当することが確定した裁判において認定された資料又はわいせつ物等に該当するかどうかについての訴訟が裁判所に係属している資料

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノ（以下この号において単に「児童

ポルノ」という。)に該当することが確定した裁判において認定された資料その他児童ポルノに該当することが明らかである資料又は児童ポルノに該当するかどうかについての訴訟が裁判所に係属している資料

五 次に掲げる機関若しくは法人(以下「国の諸機関等」という。)により発行された資料又は国の諸機関等のために発行された資料のうち、当該国の諸機関等の内部においてのみ利用される資料その他当該国の諸機関等が利用を認めた場合を除いて利用ができない状態にあると認められる資料であつて、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第五条に規定する不開示情報その他これに類する情報として国の諸機関等の保有する情報の公開について定める法律、条例等に規定された情報を含むもの(第一号に掲げる資料を除く。)

イ 国の諸機関

ロ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)第二条第一項に規定する独立行政法人等

ハ その保有する情報の公開に関する手続が条例等で定められている地方公共団体の諸機関又は国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十四条の二第二項各号に掲げる法人その他これらに準ずる法人

六 国の諸機関等以外の者により発行された資料(国の諸機関等のために発行された資料を除く。)のうち、当該国の諸機関等以外の者の内部においてのみ利用される資料その他当該国の諸機関等以外の者が利用を認めた場合を除いて利用ができない状態にあると認められる資料であつて、その内容を公開することにより個人又は法人その他の団体の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害することが裁判により確定した資料その他その内容を公開することにより個人又は法人その他の団体の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害することが明らかであるもの(第一号に掲げる資料を除く。)

第二条の二 前条に定めるもののほか、館長は、同条に規定する措置(以下「資料利用制限措置」という。)がとられている資料について、別に定めるところにより、当該資料を複製した電子情報の利用の制限をすることができる。

(基本方針)

第三条 資料利用制限措置をとるに当たっては、館が収集した資料が、国民の文化財として蓄積し、その現状を保存して将来にわたって広く国民に公開し、その利用に供すべきものであることに留意しなければならない。

2 資料利用制限措置をとるに当たっては、当該資料利用制限措置に係る資料について、廃棄、発行者等への返還、一部の削除、修正その他現状に変更を加える措置を行ってはならない。

(資料利用制限措置に係る申出)

第四条 資料の著作者若しくは発行者又は当該資料の内容に直接の利害関係を有する者は、当該資料が第二条第一号、第二号、第五号又は第六号に該当すると思料するときは、館長に対し、資料利用制限措置をとるよう申し出ることができる。

2 前項の申出をしようとする者は、館長に対し、資料利用制限措置申出書(当該申出に係る資料を特定する情報、第二条第一号、第二号、第五号又は第六号のうち当該資料が該当すると思料する規定、当該資料について求める資料利用制限措置の内容、当該資料利用制限措置がとられるべきであると思料する理由その他館長が定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)を提出しなければならない。

3 資料利用制限措置申出書には、必要と認める文書図画等を添付することができる。

(資料利用制限措置に係る決定等)

第五条 館長は、前条第一項の申出があったときは、当該申出に係る資料について審査の上、資料利用制限措置をとるかどうか及びこれをとることとした場合にはその内容を決定する。

2 前項の審査は、原則として、資料利用制限措置申出書(前条第

三項の文書図画等が添付されているときは、資料利用制限措置申出書及び当該文書図画等)に基づいて行う。

3 館長は、第一項の審査を行うために必要と認めるとき又は当該審査の対象となった資料を利用に供することにより関係者の権利利益を侵害するおそれがあると認めるときは、当該審査に係る決定がされるまでの間に限り、当該資料について、臨時に利用の制限をする措置をとることができる。

4 資料利用制限措置のうち資料の利用の全部を禁止する措置は、いかなる条件を付しても当該資料を利用に供することが不適当な場合に限り、これをとることができる。

5 資料利用制限措置のうち資料の利用の一部を禁止し、又は利用について一定の条件を付する措置をとる場合における当該資料の利用を禁止する部分又は利用の条件の決定に当たっては、できるだけ当該資料の利用を妨げることのないようにするものとする。

6 館長は、資料利用制限措置をとる場合において、必要があると認めるときは、当該資料利用制限措置に期限を付することができる。

7 館長は、第一項の決定をしたときは、当該決定に係る資料について前条第一項の申出をした者に対し、その決定の内容を通知するものとする。

8 館長は、資料利用制限措置をとらないことを決定した場合において、必要があると認めるときは、当該決定に係る資料について

前条第一項の申出があったことを表示する措置その他の利用者の注意を喚起するために必要な措置をとることができる。この場合において、館長は、その旨を、前項の通知に併せて通知するものとする。

第六条 前条に定めるもののほか、館長は、通報その他の方法（以下この条において「通報等」という。）により次の各号のいずれかに該当する蓋然性があることを知ったときは、当該通報等に係る資料について審査の上、資料利用制限措置をとるかどうか及びこれをとることとした場合にはその内容を決定する。この場合において、同条第三項から第六項まで及び第八項前段の規定を準用する。

一 資料の内容を公開することにより個人等の人格的利益を侵害することが確定判決において認定されたこと又は資料の内容を公開することにより個人等の人格的利益を侵害するかどうかについての訴訟が裁判所に係属していること。

二 資料について著作権等を侵害して発行されたことが確定判決において認定されたこと又は著作権等を侵害して発行されたかどうかについての訴訟が裁判所に係属していること。

三 資料が第二条第三号又は第四号に該当すること。

（資料利用制限措置の終了）

第七条 館長は、第五条第一項、前条又は第十五条第一項の規定により第二条第一号から第四号までに掲げる資料のうち裁判所に訴

訟が係属している資料について資料利用制限措置をとることを決定した場合において、当該資料がこれらの規定に該当しないことが確定判決において認定されたことを知ったとき又は当該訴訟について判決が確定せずに終了したことを知ったときは、当該資料利用制限措置を終了するものとする。

（資料利用制限措置に係る再審査の申出）

第八条 資料利用制限措置がとられている資料（第二条第三号又は第四号に該当する資料を除く。）の著作者若しくは発行者又は当該資料の内容に直接の利害関係を有する者は、館長に対し、当該資料利用制限措置の解除又は変更（自らが第四条第一項又はこの項の申出をした資料に係る当該申出において求めた内容の資料利用制限措置への変更を除く。）をしようとする者、館長に対し、再審査申出書

2 前項の申出をしようとする者は、館長に対し、再審査申出書（当該申出に係る資料を特定する情報、当該資料について求める資料利用制限措置の解除又は変更の内容、当該資料利用制限措置の解除又は変更がされるべきであると思料する理由その他館長が定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をいう。）を提出しなければならない。この場合においては、第四条第三項の規定を準用する。

（資料利用制限措置に係る再審査における決定等）

第九条 館長は、前条第一項の申出があったときは、再審査の上、当該申出に係る資料利用制限措置の解除、変更又は継続の決定を

する。

2 第五条第二項から第五項までの規定は前項の再審査について、同条第六項の規定は前項の規定により資料利用制限措置の変更又は継続の決定をする場合について、同条第八項の規定は前項の規定により資料利用制限措置の解除の決定をした場合について、それぞれ準用する。

3 館長は、第一項の規定により資料利用制限措置の解除又は変更の決定をしたときは前条第一項の申出をした者及び当該資料利用制限措置に係る第四条第一項の申出をした者（当該資料利用制限措置が第一項又は第十五条第一項の規定による決定を経たものであるときは、前条第一項の申出をした者及び当該資料利用制限措置に係る第四条第一項の申出をした者並びに当該決定に係る前条第一項の申出をした者又は第十二条第一項の申出をした者（同項第四号に掲げる者を除く。））に対し、第一項の規定により資料利用制限措置の継続の決定をしたときは前条第一項の申出をした者に対し、それぞれその決定の内容を通知するものとする。

第十条 前条に定めるもののほか、館長は、第五条第一項又は第六条の規定による資料利用制限措置をとることの決定（前条第一項、この項又は第十五条第一項の規定による資料利用制限措置をとること、資料利用制限措置の変更又は資料利用制限措置の継続の決定があつたときは、当該決定。以下この項において同じ。）から十年を超えない範囲内で館長が定める期間ごとに、当該資料利用

制限措置に関し、再審査の上、当該資料利用制限措置の解除、変更又は継続の決定をする。当該資料利用制限措置をとることの決定の理由となつた事情に変更があつたときも、同様とする。

2 第五条第三項から第五項までの規定は前項の再審査について、同条第六項の規定は前項の規定により資料利用制限措置の変更又は継続の決定をする場合について、同条第八項の規定は前項の規定により資料利用制限措置の解除の決定をした場合について、それぞれ準用する。

3 館長は、第一項の規定により資料利用制限措置の解除又は変更の決定をしたときは、当該資料利用制限措置に係る第四条第一項の申出をした者（当該資料利用制限措置が前条第一項又は第十五条第一項の規定による決定を経たものであるときは、当該資料利用制限措置に係る第四条第一項の申出をした者及び当該決定に係る第八条第一項の申出をした者又は第十二条第一項の申出をした者（同項第四号に掲げる者を除く。））に対し、その決定の内容を通知するものとする。

（利用者に対する説明書の交付）

第十一条 館長は、資料利用制限措置がとられていることを理由として資料の利用の制限をされた者から求めがあつたときは、当該資料利用制限措置に関する説明書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を交付するものとする。ただし、当該求めが、正当な理由がないのに、その者が当該資料の利用の制限をされた日の翌日か

ら起算して三十日を経過した日以後にあったときは、この限りでない。

(苦情の申出に係る手続等)

第十二条 次に掲げる者は、館長に対し、資料利用制限措置をとること、資料利用制限措置の変更又は資料利用制限措置の解除を求め、その旨の苦情の申出をすることができる。

一 第五条第七項の規定による通知（当該通知を受けた者が求めた内容の資料利用制限措置をとることを決定した場合の通知を除く。）を受けた者

二 第九条第三項の規定による通知（当該通知を受けた者が求めた内容の資料利用制限措置の解除又は変更の決定をした場合の通知を除く。）を受けた者

三 第十条第三項の規定による通知を受けた者

四 前条の説明書の交付を受けた者

2 前項の申出をしようとする者は、館長に対し、苦情申出書（当該申出に係る通知又は説明書を特定する情報、苦情の趣旨及び理由その他館長が定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をいう。）を提出しなければならない。この場合においては、第四条第三項の規定を準用する。

3 館長は、第一項の申出があったときは、資料利用制限審査会に諮問するものとする。ただし、当該申出が、正当な理由がないのに、第一項各号に掲げる者に対して当該申出に係る通知があった

日又は説明書の交付があった日の翌日から起算して三月を経過した日以後にあったときは、この限りでない。

4 前項ただし書に該当するときは、館長は、第一項の申出に応じないものとする。この場合において、館長は、当該申出をした者に対し、その旨を通知するものとする。

(資料利用制限審査会)

第十三条 前条第三項の諮問に応じ苦情の申出について調査審議するため、館に、資料利用制限審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員三人をもって組織する。

3 委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。

4 委員の委嘱期間は、二年とし、再委嘱されることを妨げない。

ただし、補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残存期間とする。

5 委員は、非常勤とする。

6 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

7 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

8 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

9 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

10 審査会の庶務は、収集書誌部収集・書誌調整課において処理する。

(審査会による協力等の要求)

第十四条 審査会は、調査審議のため必要があると認めるときは、館長に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、調査審議のため必要があると認めるときは、当該調査審議に係る資料利用制限措置に係る第四条第一項の申出をした者（当該資料利用制限措置が第九条第一項又は次条第一項の規定による決定を経たものであるときは、当該資料利用制限措置に係る第四条第一項の申出をした者又は当該決定に係る第八条第一項の申出をした者若しくは第十二条第一項の申出をした者（同項第四号に掲げる者を除く。））に対し、文書（電磁的記録を含む。）による説明を求めることができる。

(苦情の申出への対応)

第十五条 館長は、第十二条第三項の諮問に対する審査会の答申があったときは、これを尊重し、同条第一項の申出に係る資料について審査の上、資料利用制限措置がとられていない資料にあっては資料利用制限措置をとるかどうか及びこれをとることとした場合にはその内容を決定し、資料利用制限措置がとられている資料にあっては当該資料利用制限措置の解除、変更又は継続の決定をするものとする。

2 第五条第二項から第五項までの規定は前項の審査について、同条第六項の規定は前項の規定により資料利用制限措置をとること、資料利用制限措置の変更又は資料利用制限措置の継続の決定をす

る場合について、同条第八項の規定は前項の規定により資料利用制限措置をとらないこと又は資料利用制限措置の解除の決定をした場合について、それぞれ準用する。

3 館長は、第一項の規定により資料利用制限措置をとること、資料利用制限措置の解除又は資料利用制限措置の変更の決定をしたときは第十二条第一項の申出をした者及び当該資料利用制限措置に係る第四条第一項の申出をした者（当該資料利用制限措置が第九条第一項又は第一項の規定による決定を経たものであるときは、第十二条第一項の申出をした者及び当該資料利用制限措置に係る第四条第一項の申出をした者並びに当該決定に係る第八条第一項の申出をした者又は第十二条第一項の申出をした者（同項第四号に掲げる者を除く。））に対し、第一項の規定により資料利用制限措置をとらないこと又は資料利用制限措置の継続の決定をしたときは第十二条第一項の申出をした者に対し、それぞれその決定の内容を通知するものとする。

(細則)

第十六条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に關し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行前にあった資料利用制限措置の申出であつて館長の決定がされていないものは、第四条第一項の申出とみなして、

この規則の規定を適用する。

- 3 この規則の施行の際現にとられている資料利用制限措置は、この規則の施行の日に第五条第一項の決定があったものとみなして、この規則（同条第八項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第十条第一項の規定の最初の適用については、同項前段中「前条に定めるもののほか、館長は、第五条第一項又は第六条の規定による資料利用制限措置をとることの決定（前条第一項、この項又は第十五条第一項の規定による資料利用制限措置の変更又は継続の決定があったときは、当該変更又は継続の決定。以下この項において同じ。）から五年ごとに、当該資料利用制限措置」とあるのは、「館長は、この規則の施行後できる限り速やかに、附則第三項の規定によりこの規則の施行の日に第五条第一項の決定があったものとみなされた資料利用制限措置」とする。
- 4 前二項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、館長が別に定める。

附 則（平成二十九年一月十九日国立国会図書館規則第一号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十九年一月十九日から施行する。

（経過措置）

- 3 第二条の規定による改正後の国立国会図書館資料利用制限措置に関する規則第十二条第三項ただし書の規定は、施行日以後にされる同規則第五条第八項、第九条第三項若しくは第十条第三項の

規定による通知又は同規則第十一条の規定による説明書の交付（以下この項において「通知等」という。）に係る苦情の申出について適用し、施行日前にされた通知等に係る苦情の申出については、なお従前の例による。

（施行日）平成二十九年一月十九日

附 則（令和二年三月二十五日国立国会図書館規則第一号）

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の国立国会図書館資料利用制限措置に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第九条第三項、第十条第三項及び第十五条第三項の規定は、この規則の施行の日以後に館長がした改正後の規則第九条第一項、第十条第一項及び第十五条第一項の決定に係る通知について適用する。

附 則（令和四年三月二十九日国立国会図書館規則第四号）

この規則中第一条及び第二条（国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則第四条及び第二十二条第二項第一号の改正規定に限る。）の規定は令和四年五月十九日から、その他の規定は同年四月一日から施行する。